

外来種による生態系等への影響は、我が国の生物多様性が直面する重大な危機の1つです。生物多様性保全に向けた2020年までの国際的な目標である、生物多様性条約の「愛知目標」でも、外来種対策の必要性が掲げられています。

このリストは我が国の生物多様性の保全に向け、愛知目標の達成を目指すとともに、様々な主体の参画により外来種対策が進展することを目的に作成されました。

ポイント

●リストには次のようなものが掲載されています。

- ・侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来種を選定しています。
- ・外来生物法に基づく規制の対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、規制対象以外の外来種も幅広く選定しています。

●対策の方向性を示すカテゴリに区分しています。

●掲載種は種類ごとに次のような情報が整理されています。

- ・定着段階と定着段階ごとの対応目標
- ・植物には、特に問題となる地域や環境
- ・利用されている種類には、利用状況や利用上の留意事項 など

●こうしたことを踏まえ、さまざまな主体に適切な行動を呼びかけるものです。

※2005年に公表された「要注意外来生物」は生態系被害防止外来種リストにより発展的に解消されます。

外来種は私たちの日常生活や社会と密接に関わりがあります。
外来種による生態系等への被害を防止するために…

外来種被害予防三原則

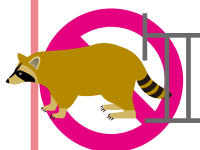
1 入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。



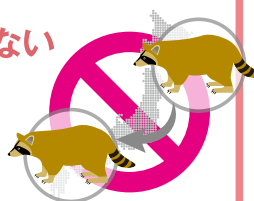
2 捨てない

飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」(逃がさない・放さない・逸出させない)。



3 拡げない

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」(増やさない)。



「外来種被害防止行動計画」では、この三原則のほか、外来種対策の基本的考え方を詳しく整理しています。

対策の検討・実施にあたっては、行動計画で整理されている各主体の役割や対策の優先度の考え方に基づいて行われることが期待されます。

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

詳しくはウェブサイトをご覧ください

<http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/gairailist.html>

発行日：平成27年3月 編集・発行：環境省自然環境局



生態系被害防止外来種リスト

正式名称：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

外来種を利用されている皆さまへ

もともとはいなかった地域に、人間によって持ち込まれた生物を「外来種」といいます。

外来種の中には、生態系や人の生命・身体、農林水産業などに被害を及ぼすものがあります。そして今、それが大きな問題になっています。

こうした外来種の中には産業的に利用され、重要な役割を担っているものもあります。

これらの外来種を利用されている皆さまには、ご協力をお願いいたします。



環境省



農林水産省

リスト掲載種のカテゴリ区分

—どんな行動が必要?—

計 429 種類

定着予防外来種 (定着を予防する外来種)

101 種類

国内に未定着のもの。

どんな行動が必要?⇒何より定着させないことが重要! 導入の予防や水際での監視による侵入防止、管理下にあるものは野外への逸出・定着の防止、野外で発見した場合には早期防除が必要です。

侵入予防外来種

その他の定着予防外来種

総合対策外来種 (総合的に対策が必要な外来種)

310 種類

国内に定着が確認されているもの。

どんな行動が必要?⇒各主体における防除や、遺棄・導入・逸出防止のための普及啓発など、総合的に行う必要があります。

このうち「緊急対策外来種」「重点対策種」は大きな被害が予想され特に「緊急対策外来種」は、様々な主体による積極的な防除が急がれるものです。

緊急対策外来種

重点対策外来種

その他の総合対策外来種

産業管理外来種

(適切な管理が必要な産業上重要な外来種)

18 種類

産業又は公益的役割において重要で、代替性がないもの。

どんな行動が必要?⇒利用にあたっては適切な管理を行うことが必要です。種ごとに示している利用上の留意事項に沿って適切な管理を行うことが期待されます。

関係事業者へのお願い

産業管理外来種は、緑化や牧草、養蜂における蜜源植物、果樹、養殖・放流、施設栽培の受粉用等に利用されています。

こうしたものが、生態系に被害を及ぼさないよう適切な管理や利用の抑制・侵略性のない代替種の開発などが期待されます。

種ごとに「利用上の留意事項」を示していますので、利用にあたっては、留意事項に沿った適切な管理をお願いします。

植物 (草本)



オニウシノケグサ (トールフェスク、ケンタッキーフェスク) 31 種類

- ・分布拡大期～まん延期 (ほぼ全国)
- ・里草地、半自然草原、亜高山帯の草地等における在来種との競合等。
- ・飼料用や緑化用に利用。種子の逸出防止のために、結実前の刈取り等の適切な実施等に努める。



カモガヤ (オーチャードグラス)

- ・地中海～西アジア原産
- ・分布拡大期～まん延期 (ほぼ全国)
- ・山地草原等において在来種と競合し、優占する等。
- ・飼料用や緑化用に利用。種子の逸出防止のために、結実前の刈取り等の適切な実施等に努める。



ドクムギ類 (イタリアンライグラス・ペレニアルライグラス等)

- ・地中海地方等原産
- ・分布拡大期～まん延期 (ほぼ全国)
- ・河原、自然草原、海岸砂地における在来種との競合、駆逐等。
- ・飼料用や緑化用に利用。種子の逸出防止のために、結実前の刈取り等の適切な実施等に努める。



オオアワガエリ (チモシー)

- ・ヨーロッパ北部～シベリア原産
- ・分布拡大期～まん延期 (ほぼ全国)
- ・亜高山帯や山地の自然草原における在来種との競合、駆逐等。
- ・飼料用や緑化用に利用。種子の逸出防止のために、結実前の刈取り等の適切な実施等に努める。

その他 ・外来クサフジ類 (ヘアリーベッチ等) ・コヌカグサ (レッドトップ)、クロコヌカグサ ・ナギナタガヤ (ネズミノシッポ) ・ギネアキビ (ギニアグラス等) ・アメリカスズメノヒエ (バヒアグラス等) ・ナピアグラス

植物 (木本・竹)



ハリエンジュ (ニセアカシア)

- ・北米原産
- ・分布拡大期～まん延期 (ほぼ全国)
- ・河原や海岸林における在来種との競合、駆逐。河川管理の障害等。
- ・庭木や街路樹、養蜂の蜜源植物等に利用。生物多様性保全上重要な地域に侵入するおそれのある地域での使用は避けることが望ましい。



ピワ

- ・中国四川省・湖北省原産
- ・分布拡大期～まん延期 (関東以西、四国、九州等)
- ・種子が鳥や動物に運ばれて石灰岩質の岩壁地に侵入、在来種と競合、駆逐。
- ・果樹として栽培。石灰岩地に侵入するおそれのある場所には持ち込まない。



キウイフルーツ

- ・中国原産
- ・分布拡大期～まん延期 (北海道、本州、四国)
- ・種子が鳥に運ばれて都市近郊の森林に侵入、在来種と競合、駆逐。
- ・果樹として栽培。雑木林等へ侵入するおそれのある場所で栽培を中止する場合には、つるが伸びたり、種子が運ばれないよう、適切な処置が望まれる。



モウソウチク等の竹類

- ・中国原産
- ・分布拡大期～まん延期 (ほぼ全国)
- ・二次林や自然林に侵入、在来種と競合、駆逐。
- ・食用 (タケノコ) や材として利用。放棄せず、適正な利用、管理等が望ましい。

動物 (昆虫類)



セイヨウオオマルハナバチ

- ・ヨーロッパ原産
- ・定着初期/限定分布 (北海道)
- ・在来マルハナバチ類との競合や交雑による駆逐、盗蜜による在来植物の種子生産の阻害等。
- ・トマト等の作物の花粉媒介を行う園芸資材として利用。外来生物法を遵守する。

動物 (魚類)



ニジマス

- ・アメリカ太平洋岸、カムチャツカ半島原産
- ・分布拡大期～まん延期 (北海道、長野など)
- ・在来魚類との競合や捕食のおそれ。特に北海道では在来サケ科魚類との競合。
- ・食用、釣り用として、古くから大量に養殖・放流されている。これ以上分布拡大しないよう注意が必要。

その他 ・ブラウントラウト ・レイクトラウト

※◎は特定外来生物

このほか、「定着予防外来種」・「総合対策外来種」にもフェレット、オオクチバス、ウチダザリガニ、園芸スイレン、栽培キク属など、食用や釣り、ペット・観賞用等に利用されている外来種が掲載されています。